

1-1 障害者手帳

障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。障害者手帳の取得には障害福祉課での申請が必要になります。

身体障害者手帳

身体障害がある場合、身体障害者手帳が交付されます。この手帳は各制度を利用するために必要です。障害の程度によって1級(重度)から6級(軽度)までの等級があります。

■対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能に永続する障害のある人

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき	申請書・診断書(指定医師記入)・写真(3×4cm)・マイナンバーに関する書類
障害程度変更・障害名追加・再認定	障害の程度が変わったとき、別の障害を追加するとき、再認定のとき	申請書・診断書(指定医師記入)・写真(3×4cm)・身体障害者手帳・マイナンバーに関する書類
再交付	紛失・破損等されたとき	申請書・紛失届・写真(3×4cm)・身体障害者手帳(紛失時不要)・マイナンバーに関する書類
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・身体障害者手帳・マイナンバーに関する書類・転入または転居先の住所と日付が記載された書類のコピー
返還	再交付を受けたとき、障害等級が非該当になったとき、死亡されたとき等	申請書・身体障害者手帳・(死亡時は死亡された日が記載された書類のコピー)

■窓口 市障害福祉課

■審査機関 県障害福祉課

*手帳交付まで3カ月程度かかります。

療育手帳

知的障害がある場合、療育手帳が交付されます。障害程度によりA1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)・B2(軽度)の区分があります。申請後に、18歳未満の人は県中央子ども家庭相談センター、18歳以上の人は県精神保健福祉センター(知的障害者更生相談所)で判定を受けてください。手帳交付後は障害程度確認のため、定期的に再判定を受けることになっています。

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき	申請書・相談票・写真(3×4cm)・マイナンバーに関する書類
再判定	再判定の時期が来たとき(6か月前から)	申請書・相談票・写真(3×4cm)・療育手帳・マイナンバーに関する書類
再交付	紛失・破損等されたとき	申請書・紛失届・写真(3×4cm)・療育手帳(紛失時不要)・マイナンバーに関する書類
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・療育手帳・転入または転居先の住所と日付が記載された書類のコピー・マイナンバーに関する書類
返還	再交付を受けたとき、障害程度が非該当となったとき、死亡されたとき等	申請書・療育手帳・(死亡時は死亡された日が記載された書類のコピー)

■窓口 市障害福祉課

■判定機関 県中央子ども家庭相談センター、県精神保健福祉センター

*判定までに3~6カ月程度の待ちとなり、判定後2カ月程度で交付となります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活上の支障がある場合、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障害等級は障害年金の等級に準じて1～3級までの等級があります。

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類・持ち物
新規交付	初めての申請のとき	申請書・診断書(精神障害者保健福祉手帳用)・写真(3×4cm)・マイナンバーに関する書類
更新	更新の時期が来たとき(有効期限の3か月前から)	申請書・診断書(精神障害者保健福祉手帳用)・マイナンバーに関する書類
障害程度変更	障害の程度が変わったとき	申請書・診断書(精神障害者保健福祉手帳用)・精神障害者保健福祉手帳・写真(3×4cm)・マイナンバーに関する書類
再交付	紛失・破損等されたとき	申請書・写真(3×4cm)・マイナンバーに関する書類 ・精神障害者保健福祉手帳(紛失時不要)
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・精神障害者保健福祉手帳・マイナンバーに関する書類・転入または転居先の住所と日付が記載された書類のコピー
返還	非該当となったとき、死亡されたとき等	手帳返還届・精神障害者保健福祉手帳・(死亡時は死亡された日が記載された書類のコピー)

※精神障害を理由に年金を受給している人は、診断書に代えて年金証書等による申請が可能です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

■窓 口 市障害福祉課

■審査機関 県精神保健福祉センター

*手帳交付まで3カ月程度かかります。

1-2 難病

難病等の人への福祉サービス

障害者総合支援法の対象疾病(難病等)が令和6年4月から369疾病に拡大されました。難病等の人、障害福祉サービス等の対象となり、障害者手帳を持っていなくても、必要と認められたサービスを受けることができます。

対象となるサービス

- ・障害福祉サービス、相談支援
- ・補装具および日常生活用具
- ・地域生活支援事業
- ・障害児通所支援事業、障害児入所支援事業

*各サービスにおいて症状や障害の程度の要件により対象とならない場合がありますので、市障害福祉課までお問い合わせください。

*また介護保険適用者は、そのサービスが優先します。

2 医療費

障害の程度、医療の内容によって、医療費が減免されます。

自立支援医療費(更生医療)

身体上の障害を軽くしたり取り除いたりするための医療に係る医療費を給付します。

- 対象医療
視覚障害: 白内障(水晶体摘出術)、網膜剥離、角膜混濁(角膜移植術)等
聴覚障害: 鼓膜穿孔(穿孔閉鎖術)、外耳性難聴(形成術)等
言語障害: 外傷性等の発音構語障害(形成術)等
肢体不自由: 間接拘縮、間接硬直(形成術、人工関節置換術)等
内部障害: 心臓機能(冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込術)、
腎臓機能(腎移植術、人工透析)、肝臓機能、小腸機能、
免疫機能等
- 対象者
18歳以上の身体障害者手帳を持っている人で対象医療を指定自立支援医療機関で受ける人
- 自己負担額
原則医療費の1割となります(生活保護世帯を除く。)
ただし、所得等に応じた自己負担限度額があります。
- 申請方法
〈新規の場合の必要書類〉
自立支援医療費(更生)支給認定申請書、自立支援医療(更生医療)意見書、医療費概算内訳書、健康保険証の写し、市町村民税非課税世帯の場合は本人の前年の収入が確認できるもの(障害年金の支払通知書の写し等)、マイナンバーに関する書類
※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。
※原則事前申請ですが、障害種別により事後申請も可能な場合があります。
- 窓 口
市障害福祉課

自立支援医療費(育成医療)

身体に障害のある児童または現存する疾病を放置すれば将来障害を残すと認められる児童の障害に対する確実な治療効果が期待できる医療に係る医療費を給付します。

- 対象医療
視覚障害: 白内障、先天性緑内障等
聴覚障害: 先天性耳奇形(形成術)等
言語障害: 口蓋裂等(形成術)等
肢体不自由: 先天性股関節脱臼、
骨軟化症等(関節形成術、関節置換術)等
内部障害: 心臓機能(ペースメーカー植込術等)、腎臓機能(腎移植術、
人工透析)、肝臓機能、小腸機能、免疫機能等
- 対象者
18歳未満の児童で対象医療を指定自立支援医療機関で受ける人
- 自己負担額
原則医療費の1割となります(生活保護世帯を除く。)
ただし、所得等に応じた自己負担限度額があります。
- 申請方法
〈新規の場合の必要書類〉
自立支援医療費(育成)支給認定申請書、自立支援医療(育成医療)意見書、健康保険証の写し、市町村民税非課税世帯の場合は保護者の前年の収入が確認できるもの(障害年金の支払通知書の写し等)、マイナンバーに関する書類
※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。
- 窓 口
市障害福祉課

自立支援医療費(精神通院医療)

精神障害の医療にかかる医療費を給付します。

- 対象医療 精神疾患に対する継続的な通院医療
- 対象者 通院により、対象医療を指定自立支援医療機関で受ける人
- 自己負担額 原則医療費の1割となります(生活保護世帯を除く。)
ただし、所得等に応じた自己負担額があります。
- 申請方法

〈新規の場合の必要書類〉

自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書、診断書、(自立支援医療(精神通院医療)用)、健康保険証の写し、生活保護受給証明書、市町村民税非課税世帯の場合は本人の前年の収入が確認できるもの(障害年金の支払い通知書の写し等)、マイナンバーに関する書類

※精神障害者保健福祉手帳と同時申請をされる場合は手帳用の診断書で申請ができる場合があります。

※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

※更新手続きは3か月前から申請できます。
(有効期限後の申請は新規扱いとなります。)

- 窓口 市障害福祉課
- 審査機関 県精神保健福祉センター

障害者医療費の助成(福祉医療)

障害者(児)に対して医療費の一部を助成します。

- 対象者 身体障害者手帳(1～3級)をお持ちの人、療育手帳をお持ちの人、
精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの人
特別児童扶養手当の支給対象児童で、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める1級に該当する人
- 窓口 市保険年金課

精神障害者医療費の助成(福祉医療)

自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分を助成します。

- 対象者 自立支援医療費(精神通院医療)の給付を受け、精神障害者保健福祉手帳(1、2級)をお持ちの人
- 窓口 市保険年金課

母子家庭・父子家庭医療費助成(福祉医療)

18歳未満のお子さん(18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある子ども)を養育している父または母に重度の障害がある場合、もう一方の親と18歳未満のお子さんの医療費の一部を助成します。

- 所得制限 対象者やその扶養義務者の所得が限度額を超える場合は助成の対象外となります。
- 窓口 市保険年金課

※障害程度の要件について、詳しくはお問い合わせください。

後期高齢者医療制度への加入

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を対象としていますが、65歳以上75歳未満で下記の一定の障害がある人は、申請により加入することができます。

- 対象者 身体障害者手帳(1～3級と4級の一部)をお持ちの人
療育手帳(A1、A2)、精神障害者保健福祉手帳(1、2級)をお持ちの人
障害基礎年金(1、2級)を受給されている人
- 窓口 市保険年金課

長期高額療養制度(特定疾病療養)

厚生労働大臣が定める疾病(特定疾病)に該当する人は医療機関の窓口で「特定疾病療養受療証」を提示することで入院、外来とも医療費の1か月の自己負担額が1万円、ないし2万円となります。

※国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者で下記の疾病の療養を受けている人が対象となります。社会保険等に加入している人は、保険者へ御確認ください。

- 対象疾患 ①人工透析を実施している慢性腎不全
②血友病
③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。)
- 自己負担額 1か月1万円までとなります。ただし、国民健康保険加入者で人工透析を要する70歳未満かつ上位所得に該当する人の自己負担額は2万円までとなります。
- 窓口 市保険年金課

心身障害児(者)歯科治療

一般の歯科医療機関で治療することが困難な心身障害児(者)のための歯科治療を行っています。

- 対象者 県内に住んでいる人で、一般歯科治療の受けにくい次のような人
身体障害者手帳(1、2級)または、療育手帳(A)をお持ちの18歳未満の在宅心身障害児等
- 窓口 県歯科医師会口腔衛生センター

小児慢性特定疾病医療費助成

治療が長期間にわたり、児童の健全な育成に大きな支障となる疾病について、その治療にかかった費用を公費により負担する制度です。(ただし、所得等に応じた自己負担限度額があります。)

- 対象者 18歳未満の児童(18歳到達時点において本事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められた場合は、20歳の誕生日前日まで)
- 窓口 県南部健康福祉事務所(草津保健所)

特定医療費(指定難病)医療費助成

原因が不明であって、治療法が確立していない難病のうち、厚生労働省が指定した疾病について、その治療にかかった費用(医療費から医療保険を除いた自己負担分)を公費により負担する制度です。疾病ごとに厚生労働省が定めた認定基準(診断基準および重症度分類)があり、県指定難病審査会において審査を行い認定されたものについて医療費助成が受けられます。

- 窓口 県南部健康福祉事務所(草津保健所)

3 日常生活の支援

在宅で訪問を受けるサービスや、施設に通って利用するサービス、施設に入所するサービス等があります。サービスは次のように分けられます。

障害福祉サービス

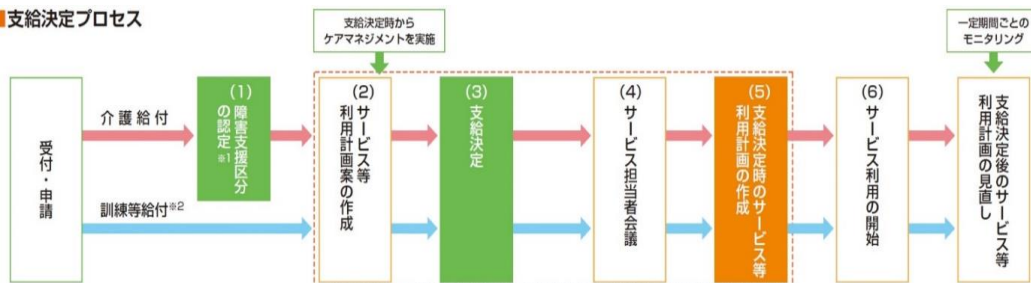
サービス利用までの流れ

- (1) サービスの利用を希望する方は、指定特定相談支援事業者等を通じて市の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 市は、サービスの利用の申請をした人(利用者)に、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求めます。利用者はサービス等利用計画書を指定特定相談支援事業者で作成し、市に提出します。
- (3) 市は、提出された計画書や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- (4) 指定特定相談支援事業者は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用するサービス等利用計画を作成します。
- (6) サービス利用が開始できます。

※サービス利用に関する留意事項

1. 障害児の居宅サービスの利用にあたっては、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画書を作成し、通所サービスの利用にあたっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者が障害児支援利用計画書を作成します。
2. 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため障害児支援利用計画の作成は必要ありません。
3. 平成27年度以前において、地域に指定特定相談支援事業者がない場合等、サービス等利用計画の作成は必須ではありませんでしたが、平成27年度より必須となりました。
4. 指定特定相談支援事業者が身近な地域にない場合等、それ以外の者が作成したサービス等利用計画書(セルフプラン)を提出することもできます。

■支給決定プロセス



※1 同行援護の利用申請の場合

障害支援区分の認定は必要ありませんが、同行援護アセスメント調査票の基準を満たす必要があります。

※2 共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

障害支援区分の認定

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です(区分1～6があり、区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

調査項目は、

- ①移動や動作等に関連する項目(12項目)
- ②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)
- ③意思疎通等に関連する項目(6項目)
- ④行動障害に関連する項目(34項目)
- ⑤特別な医療に関連する項目(12項目)

の80項目となっており、各市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定します。

■窓 口 市障害福祉課

訪問を受けるサービス

◇居宅介護(ホームヘルプサービス)

在宅の障害者に対して、介護、家事等生活全般にわたる援助を行います。

種類	サービスの内容	対象者
身体介護	入浴、排泄、食事等の身体介護で、原則として1回3時間以内	障害支援区分1以上(児童はこれに相当する状態)
家事援助	調理、洗濯、掃除等の家事援助で、原則として1回1時間30分以内	障害支援区分1以上の障害者(児)
通院介助	病院への通院のための介助	身体介護を伴わない:障害支援区分1以上の障害者(児)で通院に介助が必要な人 身体介護を伴う:一定要件※に該当する人
乗降介助	通院等のための乗車または降車の介助	障害支援区分1以上の障害者(児)で乗降介助が必要な者

※通院介助の「身体介護を伴う」の要件

障害支援区分2以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、次の①から⑤のいずれかに該当する人

- ① 「歩行」 「全面的な支援が必要」
- ② 「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
- ③ 「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
- ④ 「排尿」 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」
- ⑤ 「排便」 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

◇重度訪問介護

■内 容 入浴、排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、見守りおよび外出時の介護等を総合的に実施する支援を行います。

■対象者 障害支援区分4以上の障害者であって、次の①または②のいずれかに該当する人

- ①二肢以上に麻痺があり、障害支援区分調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが、「支援が不要」以外と認定されている人
- ②障害支援区分調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の人、障害児にあってはこれに相当する支援の度合いの人

◇行動援護

■内 容

行動の際生じうる危険を回避するために必要な援護(外出時における移動中の介護を含む)を行います。

■対象者

障害支援区分3以上で、障害支援区分調査項目のうち、行動関連項目の等の合計点数が10点以上の人
障害児にあつてはこれに相当する支援の度合いの人

◇同行援護

■内 容

外出時に視覚障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供および移動の援護、外出する際の必要な援助を行います。

■対象者

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等(別途必要項目の調査により決定)

施設に通って利用するサービス

◇生活介護

■内 容

施設において、入浴、排泄および食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のための支援を行います。

■対象者

常時介護等の支援が必要な障害者として次のいずれかに該当する人
①障害支援区分3以上(障害者支援施設に入所する場合は区分4以上)の人
②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2以上(障害者支援施設に入所する場合は区分3以上)の人
③入所要件に満たない場合でも市が必要と認めた人

◇短期入所(ショートステイ)

■内 容

介護者の疾病その他の理由により、一時的に在宅で介護を受けられなくなった障害者(児)に、短期間、施設入所での支援を行います。定率負担の他に食事代など、実費徴収があります。

■対象者

障害支援区分1以上の障害者(児童は別途必要項目の調査により判断)

◇自立訓練(機能訓練)

■内 容

障害者支援施設もしくは障害福祉サービス事業所に通所(または障害者宅を訪問)して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言等を行います。

■対象者

地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持向上等のために一定の支援が必要な身体障害者または難病等対象者

◇自立訓練(生活訓練)

■内 容

障害者支援施設もしくは障害者福祉サービス事業所に通所(または障害者宅を訪問)して、自立した日常生活を営む上で必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。

■対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持向上等のために一定の支援が必要な知的障害者または精神障害者

◇宿泊型自立訓練

- 内 容 居住の場を提供して居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力の向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
- 対象者 生活訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害者または精神障害者

◇就労移行支援

- 内 容 就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
- 対象者 ① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識および技術の習得または就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人
② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゆう師免許を取得することにより、就労を希望する人

◇就労継続支援A型

- 内 容 雇用契約に基づき、生産活動、その他活動機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
- 対象者 企業就労等が困難な障害者であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な、利用開始時65歳未満の人

◇就労継続支援B型

- 内 容 雇用契約に基づかず、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。
- 対象者 就労移行支援事業等を利用したが、企業就労に結びつかなかった障害者や一定年齢に達している障害者等で、生産活動にかかる知識および能力の向上、維持が期待される人

◇就労定着支援

- 内 容 就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、一定の期間にわたり、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
- 対象者 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人

居住支援を行うサービス

◇グループホーム(共同生活援助)

- 内 容 就労等を行っている2人以上の障害者が、地域にある住宅等で世話人の支援または介護を受けながら共同で生活する形態がグループホームです。定率負担の他に、家賃、光熱費、食事等の負担が必要です。
- 対象者 障害者。ただし、身体障害者にあつては65歳未満の人、または65歳に達する前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがあるもの。

◇自立生活援助

- 内 容 施設等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応等の適切な支援を行います。
- 対 象 者 障害者支援施設やグループホーム等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある人

施設に入所するサービス

◇療養介護

- 内 容 病院において、主として昼間に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
- 対 象 者 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次のいずれかに該当する人
 - ①筋委縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の人
 - ②筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の人

◇施設入所支援

- 内 容 施設において、主として夜間において、入浴、排泄および食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
- 対 象 者 次のいずれかに該当する人
 - ①生活介護を受けている障害者であって、障害支援区分4以上(50歳以上の人には区分3以上)
 - ②自立訓練または就労移行支援(以下この項で「訓練等」という。)を受けている人であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人
 - ③生活介護を受けている人であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた人
 - ④ 就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた人

相談支援サービス

◇計画相談支援

- 内 容 障害福祉サービス等に係る「サービス等利用計画」の作成、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングによる利用状況の検証、計画見直しを行います。
- 対象者 障害福祉サービスを利用する障害者・障害児および地域相談支援を利用する障害者

◇障害児相談支援

- 内 容 障害児通所支援に係る「障害児支援利用計画」の作成、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングによる利用状況の検証、計画見直しを行います。
- 対象者 障害児通所支援を利用する障害児

◇地域相談支援

・地域移行支援

- 内 容 居住確保や、地域における生活に移行するための活動に関する相談および障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
- 対象者 次のいずれかに該当し、地域生活への移行のための支援が必要と認められる人
 - ①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している障害者
 - ②精神科病院に入院している精神障害者
 - ③救護施設または更生施設に入所している障害者
 - ④刑事施設または少年院に収容されている障害者
 - ⑤更生保護施設に入所している障害者または自立更生促進センター等に宿泊している障害者

・地域定着支援

- 内 容 常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等に対する相談その他必要な支援を行います。
- 対象者 居宅においてひとり暮らしをしている障害者、および家庭の状況等により同居家族による支援を受けられない障害者。その他、障害支援施設等や精神科病院から退所・退院した人のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した人や地域生活が不安定な人も含む。ただし、グループホームおよび宿泊型自立訓練の利用者は除きます。

障害児通所支援給付サービス

サービスによって窓口が異なります。まずは市発達支援センターへお問い合わせください。

◇児童発達支援

- 内 容 通所により、児童への日常生活における動作の指導や集団生活への適応等に関する訓練を行います。
- 対象者 療育が必要と判断された未就学の障害児

◇医療型児童発達支援

- 内 容 医療型児童発達支援センターに通所し、治療を行うと共に、日常生活における動作や集団生活への適応等に関する援助を行います。
- 対象者 肢体に障害があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と判断された障害児

◇保育所等訪問支援

- 内 容 障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
- 対象者 保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児であって、専門的な支援が必要と認められた障害児

◇放課後等デイサービス

- 内 容 学校授業終了後または休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、放課後等の居場所づくりを行います。
- 対象者 学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児

◇居宅訪問型児童発達支援

- 内 容 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
- 対象者 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

障害福祉サービス・障害児通所支援給付サービスの利用者負担など

障害者福祉サービスおよび障害児通所支援給付サービスは原則として、利用したサービスの報酬基準額の1割が利用者負担となります。ただし、世帯の所得・収入に応じて利用者負担の軽減措置等があります。

※高額障害者福祉サービス等給付費

障害福祉サービス費、補装具費、介護保険法に基づく居宅サービス、障害児通所支援、障害児入所支援に係る利用者負担の合算額が一定の額を超える場合に、超える部分に相当する額を支給(償還)します。

※詳しくは、市障害福祉課または市発達支援センターまでお問い合わせください。

地域生活支援事業

障害福祉サービス、障害児通所支援給付サービス以外で、障害者の地域生活を支援するサービスとして、地域生活支援事業があります。この地域生活支援事業の各事業は、市町村ごとに内容を決定するため、事業の範囲や利用者負担などが市町村ごとに異なっています。

◇日中一時支援事業

障害のある人等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、日常的な訓練等を行なうとともに、家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

- 対象者 本市に居住している障害者等
- 利用料 利用時間に応じて、費用が設定され、利用者負担額はその費用の額の1割となります。なお、生活保護世帯または市民税非課税世帯は無料となります。

利用時間	利用金額	利用者負担額
2時間未満	2,500円	250円
2時間以上4時間未満	4,000円	400円
4時間以上6時間未満	5,000円	500円
6時間以上8時間未満	6,000円	600円
8時間以上	7,500円	750円

※食事代等については実費負担が必要です。

- 事業者 日中一時支援事業所として、市と契約を締結した事業者で利用してください。
- 利用方法 障害福祉課に申請をして利用決定を受けた後、事業所を選んで利用契約を結んでから利用ください。
- 窓口 市障害福祉課

◇移動支援事業

障害のある人が社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動の社会参加のための外出時の移動介護を行います。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた人で、外出時の支援が必要と認められる人

区分	支援が必要と認められる対象者
視覚障害	屋外の移動が単独では困難な視覚障害者・児
全身性障害	屋外の移動が単独では困難と認められる者で、両上肢および両下肢(または体幹)のいずれにも障害を有する身体障害者手帳の肢体不自由1・2級の者・児。または、これに準ずると市長が認める者・児
知的障害	屋外の移動が単独では困難と認められる知的障害者・児
精神障害	屋外の移動が単独では困難と認められる精神障害者・児

※同行援護、行動援護、重度訪問介護の対象者はそれらのサービスが優先されます。

- 事業者 移動支援事業所として、市と契約を締結した事業者で利用してください。
- 利用料 利用時間に応じて、費用が設定され、利用者負担額はその費用の額の1割となります。なお、生活保護世帯または市民税非課税世帯は無料となります。

■費用の負担額

対象者	利用時間	利用金額	利用者負担額
身体介護を伴わない場合	0.5時間未満	1,050円	105円
	1.0時間未満	1,970円	197円
	1.5時間未満	2,760円	276円
	以後0.5時間毎	700円加算	70円加算
身体介護を伴う場合	0.5時間未満	2,300円	230円
	1.0時間未満	4,000円	400円
	1.5時間未満	5,800円	580円
	以後0.5時間毎	800円加算	80円加算
短時間の車両による移動支援	0.5時間未満(市内)	1,000円	100円
	0.5時間未満(市外)	1,700円	170円

グループ支援

対象者	利用時間	利用金額	利用者負担額
身体介護を伴わない場合	1.5時間～2時間未満	2,510円	251円
	2.5時間未満	3,030円	303円
	3時間未満	3,530円	353円
	3.5時間未満	4,030円	403円
	4時間未満	4,600円	460円
	以後0.5時間毎	550円加算	55円加算
身体介護を伴う場合	1.5時間～2時間未満	4,000円	400円
	2.5時間未満	4,700円	470円
	3時間未満	5,400円	540円
	3.5時間未満	6,100円	610円
	4時間未満	6,800円	680円
	以後0.5時間毎	600円加算	60円加算

■窓 口 市障害福祉課

◇訪問入浴サービス事業

家庭内で自力または家族だけでは入浴困難な場合や他の障害福祉サービスでは入浴ができない場合に、訪問入浴車による訪問入浴サービスを行います。

■対象者 身体障害者手帳の交付を受けている重度の障害者で、寝たきり等の状態にある人

■利用回数 おおむね1週間に1回程度(ただし、市障害者福祉センターのデイサービス事業の入浴サービスを利用している場合はおおむね2週間に1回となります。)

■窓 口 市障害福祉課

◇デイサービス事業(草津市立障害者福祉センター)

雇用・就労が困難な在宅の障害者(児)に創作的活動、生産的活動の機会の提供、社会との交流の促進や在宅で入浴が困難な人の入浴サービスを行います。

- 対象者 本市に居住している ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
②その他市が必要と認めた人

※入浴サービスについては①の介護者または親族も利用可

- 実施事業者 市障害者福祉センター

■費用の負担額

(1)施設を利用したときの利用者負担額(入浴サービスを除く) 1回につき700円
※ただし、生活保護世帯または市町村民税非課税世帯は無料です。

(2)入浴サービスを利用したときの利用者負担額

区分		使用料
第1種障害者が使用する場合		1人1回につき220円
第2種障害者が使用する場合	小学生および中学生が使用した	1人1回につき220円
	15歳以上の者が使用した場合	1人1回につき450円
第1種障害者とその家族の貸切または第2種障害者とその家族が貸切で使用する場合		1時間につき550円

※生活保護世帯または市町村民税非課税世帯であっても入浴サービス利用料が必要。

◇サロン事業(草津市立障害者福祉センター、精神障害者地域生活支援センター「風」)

創作活動、生産性の機会の提供、社会との交流の促進を図る事業のほか次の事業を行います。

- (1)機能訓練、社会適応訓練サービス
- (2)地域ボランティアの育成
- (3)障害者に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業
- (4)その他目的に応じた事業

- 対象者 本市に居住している ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
②その他市が必要と認めた人

- 窓口 市障害者福祉センター、精神障害者地域生活支援センター「風」

- 費用の負担額 無料。ただし、飲食物資、光熱水費等に係る費用は、実費負担となります。

◇コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意志の伝達に支援が必要な障害者等に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。※緊急以外は10日前までの申請が必要となります。

- 対象者 18歳以上の身体障害者手帳所持者

- 窓口 市障害福祉課

4 福祉用具

生活に必要な福祉用具を給付します。障害福祉にかかる福祉用具は補装具と日常生活用具に分けられます。また、他に小児慢性特定疾患児童を対象とした日常生活用具の給付事業があります。

補装具費の支給

身体上の障害を補うための用具の購入または借受け、修理にかかる費用(補装具費)を支給します。

※事前に申請されたものに限りです。

また、市民税所得割46万円以上の世帯は給付対象外となります。

介護保険制度の対象となる人は介護保険制度が優先します。

■補装具の種類

主なもの	機能等
義肢(義手・義足)	手足の機能を補完するための人工的な手足
装具(上肢・下肢・靴形など)	四肢や体幹の機能障害の軽減を目的とする補助用具
車いす	歩行困難な者が移動に利用するもの 普通型・手押し型など
電動車いす	バッテリーを電源とし、モーターで動く車いす 普通型・簡易型など
歩行補助つえ	歩行を補助するもので、松葉杖や多点つえ、固定されぐらつきにくいもの(ロフトランドクラッチ)など
歩行器	六輪型、四輪型など歩行を補助するための機器で、安定した姿勢保持と転倒防止のためのもの
座位保持いす	姿勢を保持するのが困難な方が座った体勢を維持するためのもの
眼鏡	矯正眼鏡・弱視眼鏡・遮光眼鏡など
視覚障害者安全つえ	普通用や携帯用など
補聴器	ポケット型・耳かけ型・耳あな型などがあり、身体障害者手帳の等級及び生活状況により、支給できる種類が決まっています。
意思伝達装置	手の指先、足、目のまばたきなどでスイッチを操作して、短文の選択や、文字をひろって文章の作成ができる装置

■耐用年数 品目ごとに耐用年数が定められています。(例 車いす=6年、補聴器=5年)耐用年数内は原則として再交付いたしません。詳しくはお問い合わせください。

■自己負担額 市民税課税世帯は1割負担(ただし、37,200円が負担上限月額)
市民税非課税世帯は無料(生活保護世帯を含む。)

■窓 口 市障害福祉課

◆軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

補装具費の支給対象とならない18歳未満の児童に、補聴器の購入費等の助成を行います。

※詳しくは市障害福祉課までお問い合わせください。

日常生活用具の給付

在宅障害者の日常生活の便宜を図るため、次の表の用具を給付または貸与します。

※事前に申請されたものに限ります。

また、市民税所得割46万円以上の世帯は給付対象外となります。

介護保険制度の対象となる人は介護保険が優先します。

- 耐用年数 品目ごとに耐用年数が定められています。(例 電気式たん吸引器＝5年)
耐用年数内は原則として再交付いたしません。詳しくはお問い合わせください。
- 自己負担額 市民税課税世帯は1割負担(ただし、37,200円が負担上限月額)
市民税非課税世帯は無料(生活保護世帯を含む。)
- 窓口 市障害福祉課

■日常生活用具の表

【①介護・訓練支援用品】

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
特殊寝台	次の各号のいずれかに該当する者 (1)18歳以上の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2)18歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者	腕・脚等の訓練のできる器材を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
特殊マット	次の各号のいずれかに該当する者 (1)18歳以上の常時介護を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害1級のもの (2)3歳以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (3)3歳以上の者で、療育手帳Aのもの (4)3歳以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者	じょくそうの防止または失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
特殊尿器	次の各号のいずれかに該当する者 (1)原則として学齢児以上の常時介護を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害1級のもの (2)原則として学齢児以上の難病患者等で、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等または介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
入浴担架	3歳以上の入浴に介助を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400

体位変換器	次の各号のいずれかに該当する者 (1)原則として学齢児以上の下着交換等に介助を必要とする者で、下肢、体幹 または移動機能障害2級以上のもの (2)原則として学齢児以上の難病患者等で、寝たきりの状態にある者	介護者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000
移動用リフト	次の各号のいずれかに該当する者 (1)3歳以上の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2)3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者	介護者が障害者等を移動させるのに容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000
訓練いす	3歳以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100
訓練用ベッド	次の各号のいずれかに該当する者 (1)原則として学齢児以上18歳未満の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2)原則として学齢児以上18歳未満の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者	腕または脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200

【②自立生活支援用品】

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
入浴補助用品	次の各号のいずれかに該当する者 (1)3歳以上の入浴に介助を必要とする者で、下肢、体幹または移動機能障害6級以上のもの (2)3歳以上の難病患者等で、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等または介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000
便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1)原則として学齢児以上の者で、下肢、体幹または移動機能障害2級以上のもの (2)原則として学齢児以上の難病患者等で、常時介助を必要とする者	障害者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	便器 4,450 手すり 5,400
T字状・棒状のつえ	平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上の者	歩行を補助するもの	3年	3,580

移動・移乗支援用具	次の各号のいずれかに該当する者 (1)3歳以上の家庭内の移動等に介助を必要とする者で、平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上のもの (2)3歳以上の難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者	次に掲げる性能を有する手すり、スロープ等 (1)障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2)転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000
頭部保護帽	次の各号のいずれかに該当する者 (1)平衡機能障害5級以上または下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上の者 (2)てんかん発作等により頻繁に転倒する者で、療育手帳Aのもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	37,852
特殊便器	次の各号のいずれかに該当する者 (1)原則として学齢児以上の者で、上肢障害2級以上のもの (2)原則として学齢児以上の者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な療育手帳Aのもの (3)原則として学齢児以上の難病患者等で、上肢に障害のある者	足踏ペダルなどで温水温風を出し得るものであって、障害者等を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200
火災警報器	火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ^(※1) で、次の各号のいずれかに該当するもの (1)身体障害者手帳2級以上の者 (2)療育手帳Aの者 (3)精神障害者保健福祉手帳2級以上の者	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500
自動消火器	火災発生の感知および避難が著しく困難な障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ^(※1) で、次の各号のいずれかに該当するもの (1)身体障害者手帳2級以上の者 (2)療育手帳Aの者 (3)精神障害者保健福祉手帳2級以上の者 (4)難病患者等	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700

緊急通報装置	緊急事態の際に迅速な行動が困難な重度障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ^(※1) で、身体障害者手帳2級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	1年レンタル	年当たり 7,200
電磁調理器	障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ^(※1) で、次の各号のいずれかに該当するもの (1)18歳以上の者で、視覚障害2級以上のもの (2)18歳以上の者で、療育手帳Aのもの (3)18歳以上の者で、精神障害者保健福祉手帳2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	6年	41,000
歩行時間延長信号機用小型送信機	原則として学齢児以上の者で、視覚障害2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	7,000
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ^(※1) で、聴覚障害2級のもの(日常生活上必要と認められる世帯である場合に限る。)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400

【③在宅療養等支援用具】

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
透析液加温器	3歳以上の者で、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う腎臓機能障害3級以上のもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500
ネブライザー(呼吸器)	次の各号のいずれかに該当する者 (1)原則として学齢児以上の者で、呼吸器機能障害3級以上のもの (2)原則として学齢児以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者 (3)その他市長が必要と認める者 ^(※2)	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	36,000
電気式たん吸引器	次の各号のいずれかに該当する者 (1)原則として学齢児以上の者で、呼吸器機能障害3級以上のもの (2)原則として学齢児以上の難病患者等で、呼吸器機能に障害のある者 (3)その他市長が必要と認める者 ^(※2)	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	56,400

酸素ボンベ運搬車	医療保険による在宅酸素療法を行う者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1)呼吸器機能障害3級以上の者 (2)人工呼吸器の装着が必要な者で、市長が必要と認めるもの	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	17,000
視覚障害者用音声式体温計	視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ^(※1) で、視覚障害2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	9,000
視覚障害者用体重計	体重管理を必要とする視覚障害者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する者 ^(※1) で、視覚障害2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	18,000
視覚障害者用音声式血圧計	血圧管理を必要とする視覚障害2級以上の者(1世帯1台に限る。)	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	15,000
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	次の各号のいずれかに該当する者 (1)呼吸器機能障害3級以上の者 (2)難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者 (3)人工呼吸器の装着が必要な者等で、市長が必要と認めるもの ^(※2)	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500
廃痰補助装置(カフマシーン)	神経筋疾患等のため、常時または随時排痰を行う必要がある身体障害者手帳2級以上の者 ^(※2)	肺等に貯留した分泌物を効果的に排出でき障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、医療保険等の適用がある場合を除く。	1年レンタル	月当たり25,000

【④情報意思疎通支援用品】

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
携帯用会話補助装置	原則として学齢児以上の者で、音声機能もしくは言語機能障害4級以上または上肢、下肢、体幹もしくは移動機能障害6級以上のもの	携帯式で、言葉を音声または文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	98,800
情報・通信支援用具	原則として学齢児以上の者で、上肢障害2級以上または視覚障害2級以上のもの	障害者等向けのパソコン周辺機器またはアプリケーションソフト	6年	100,000
視覚障害者用テレビが聞けるラジオ	視覚障害2級以上の者	地上デジタル放送、ラジオ放送および緊急地震速報を受信し、音声で読み上げる等の機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	29,000
点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500

点字器(標準型)	視覚障害6級以上の者	1行が32マス、18行で両面書のものであり、触覚で識別できる凸点を組み合わせる点字を打つための用具	7年	10,712
点字器(携帯用)	視覚障害6級以上の者	4行または12行で片面書のものであり、触覚で識別できる凸点を組み合わせる点字を打つための用具	5年	7,416
点字タイプライター	本人が就労もしくは就学している、または就労が見込まれる視覚障害2級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音・再生)	原則として学齢児以上の者で、視覚障害2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音および当該方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	85,000
視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専門)	原則として学齢児以上の者で、視覚障害2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	48,000
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	原則として学齢児以上の者で、視覚障害2級以上のもの	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	99,800
視覚障害者用拡大読書器	原則として学齢児以上の者で、本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害6級以上のもの	画像入力装置を読みみたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	198,000

視覚障害者用時計 (触読式)	視覚障害2級以上の者	障害者等が容易に 使用し得るもの	10年	10,300
視覚障害者用時計 (音声式)	視覚障害2級以上の者	障害者等が容易に 使用し得るもの	10年	13,300
人工内耳用外部装置	現に人工内耳を装用している聴 覚障害6級以上の者	スピーチプロセッ サーなどの外部装 置で障害者等が容 易に使用し得るもの (買替え時に限り電 池も含む。)	5年	300,000
人工内耳用電池	聴覚障害者であって、現に人工 内耳を装用しているもの	聴覚障害者または 介助者が容易に使 用できるもの。 ただし、電池と充電 池の併給はできな い。	電池 1月	2,800
			充電池 1年	17,600
			充電器 3年	28,600
聴覚障害者用通信 装置	次の各号のいずれかに該当する 者 (1)原則として学齢児以上の者 で、聴覚障害6級以上のもの (2)発声・言語に著しい障害を有 する者で、コミュニケーション、 緊急連絡等の手段として市長 が必要と認めるもの	一般の電話に接続 することができ、音 声の代わりに、文字 等により通信が可能 な機器であり、障害 者等が容易に使用 し得るもの	5年	71,000
聴覚障害者用情報 受信装置	本装置によりテレビの視聴が可 能になる聴覚障害6級以上の者	字幕および手話通 訳付きの聴覚障害 者用番組ならびに テレビ番組に字幕 および手話通訳の 映像を合成したもの を画面に出力する 機能を有し、かつ、 災害時の聴覚障害 者向け緊急信号を 受信するもので、障 害者等が容易に使 用し得るもの	6年	88,900
人工喉頭(笛式)	音声機能障害3級の者	呼気によりゴム等 の膜を振動させ、ビ ニール等の管を通 じて音源を口腔内 に導き、構音化す るもの	4年	8,343
人工喉頭(電動式)	音声機能障害3級の者	顎下部等にあてた 電動板を振動させ、 経皮的に音源を口 腔内に導き構音化 するもの	5年	72,203
点字図書	点字による情報の入手が必要な 視覚障害6級以上の者	点字により作成され た図書。年間6タイト ルまたは24巻を限 度とする。	-	-

【⑤排泄管理支援用品】

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
ストーマ装具(蓄便袋)	直腸機能または小腸機能障害4級以上の者	主材は、ラテックスまたはプラスチックフィルムとし、低刺激性の粘着剤を使用した密封型または下部開放型の収納袋(皮膚保護材等を含む。)	-	月当たり 8,858
ストーマ装具(蓄尿袋)	ぼうこう機能障害4級以上の者	主材は、ラテックスまたはプラスチックフィルムとし、低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップが付いているもの(皮膚保護材等を含む。)	-	月当たり 11,639
紙おむつ等	次の各号のいずれかに該当する者 (1)ストーマ装具の使用が困難な者 (2)脳原性運動機能障害等により排尿排便意思表示が困難な者 (3)先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害または高度の排便機能障害のある者 (4)先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者	紙おむつ等	-	月当たり 12,000
収尿器	次の各号のいずれかに該当する者 (1)ぼうこう機能障害4級以上の者 (2)脊椎損傷等による排尿機能障害(特に失禁のある場合)のある者	ラテックス製またはゴム製のものであり、採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの	-	男性用 7,931 女性用 8,755

【⑥住宅改修費】

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
居宅生活動作補助用品	次の各号のいずれかに該当する者 (1)下肢、体幹または移動機能障害3級以上の者。ただし、特殊便器への取替えは、原則として学齢児以上の者で、上肢障害2級以上のもの (2)難病患者等で、下肢または体幹に障害のある者	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1回限り	200,000

【備考】

※1 これに準ずる世帯とは、障害者同士の世帯、高齢者と障害者のみの世帯、障害者と健常者の2人世帯で日中は障害者独居となる世帯を指します。

※2 市長が必要と認めるものについては、日常生活用具医学意見書の提出が必要です。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

小児慢性特定疾患治療研究事業の対象となっている人に、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ることを目的とした事業です。

- 対象者 小児慢性特定疾病の認定を受けた人
- 自己負担 世帯の所得に応じて自己負担があります。
- 窓口 市子育て相談センター

5 助成・手当・年金

各種の費用に対して助成制度や、手当、年金等の制度があります。

住宅改造費用の助成

在宅重度障害者等の日常生活を容易にするため、既存住宅の便所、風呂等を特別に障害者向けに改造する場合、その改造費の一部を助成します。(ただし、改造前に申請したものに限りません。)

なお、長寿いきがい課の住宅改造費用の助成との併用はできません。

また、介護保険制度住宅改修費や日常生活用具住宅改修費の助成の対象となる人は、それらの制度(対象額上限200,000円)からの優先利用となります。

- 対象者 次のいずれかに該当する者
 - ①身体障害者手帳(肢体不自由1～2級または視覚障害1～2級)所持者
 - ②療育手帳A1、A2所持者
 - ③上記①②の人が共同住宅等に居住している場合、その共同住宅等の※ただし、一定所得以上の場合は、制度の対象外となります。
- 助成額 対象費用の12分の7以内(上限額は下記のとおり。)
介護保険制度住宅改修費や日常生活用具住宅改修費の対象者
291,000円
上記以外の人
408,000円
- 窓口 市障害福祉課

自動車改造費用の助成

重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車を改造する経費の一部を助成します。(ただし、改造前に申請したものに限りません。)

※各年度、予算に限りがあります。

- 対象者 次のいずれかに該当する者
 - ①身体障害者手帳(上肢、下肢、体幹または移動機能障害1～2級)を所持し、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置または駆動装置等の一部を改造する必要がある人
 - ②身体障害者手帳(下肢、体幹または移動機能障害1～2級)を所持している者で、通学、通院、通所もしくは生業のため、自らまたは生計を同一にする人が所有する自動車に、車いすの昇降装置、固定装置等を設ける改造が必要である人(改造自動車の購入の場合は、新車・中古車で助成額が変わります。)※ただし、一定所得以上の場合は、制度の対象外となります。
- 助成額 対象となる改造費用(上限額 ①100,000円、②75,000円)
- 窓口 市障害福祉課

運転免許取得費用の助成

身体障害者が自動車の運転免許を取得するため、教習所において訓練を受ける場合、取得に要する費用の一部を助成します。(免許取得後30日以内に申請してください。)

※各年度、予算に限りがあります。

- 対象者 身体障害者手帳(1～4級)所持者
※上記以外であっても障害種別が肢体不自由であって、その障害のために自動車を改造する必要がある人
- 助成額 対象費用の3分の2以内(上限額100,000円)
- 窓口 市障害福祉課

紙おむつ購入費の助成

在宅の常時紙おむつを必要とする心身障害児者に対し、紙おむつの購入費用の一部を助成します。

- 対象者 身体障害者手帳または療育手帳の所持者で、重度の障害の状態にあるため日常生活において常時紙おむつを必要とする3歳以上の人
※他の制度による紙おむつの給付を受けている人は対象なりません。
- 助成額 購入費用(助成対象限度額72,000円)の10分の9に相当する額
- 申請方法 申請月(9月と3月)に申請書に紙おむつ購入費用を証する領収書を添えて申請してください。
- 窓口 市障害福祉課

点字新聞購読料の助成

点字新聞による情報取得が必要な視覚障害者に対し、点字新聞の購読料の一部を助成します。

- 対象者 身体障害者手帳(視覚障害)所持者
※対象者が18歳未満の場合は、その者の扶養義務者
- 助成額 1世帯につき年間14,000円以内
- 窓口 市障害福祉課

特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に重度または中度以上の障害があるお子さんを監護、養育している父または母、もしくは、父母にかわって児童を養育している人に、手当を支給します。

- 支給制限 次の場合は、手当が受けられません。
 - ①児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいない場合
 - ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合
 - ③児童が施設に入所している場合対象者やその扶養義務者について所得による支給制限があり、限度額以上の所得がある場合は支給停止になります。
- 手当額 1級(重度障害) 月額 55,350円
2級(中度障害) 月額 36,860円
(いずれも、児童1人あたりの手当額です。4か月分をまとめて4・8・12月に支給します。なお、金額は見直しが行われる場合があります。)
- 窓口 市子ども家庭・若者課

障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障害児で日常生活活動が著しく制限され介護を要する状態の人に対し、手当が支給されます。(福祉施設に入所中の人や、公的年金等を受給している人は除外されます。)

手当を受給されるにあたっては、事前に申請が必要です。申請に際しては、診断書等が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

- 支給制限 対象者やその扶養義務者について所得による支給制限があり、限度額以上の所得がある場合は支給停止となります。
- 手 当 額 月額 15,690円(3か月分まとめて2・5・8・11月に支給します。なお、金額は見直しが行われる場合があります。)
- 窓 口 市障害福祉課
- 対象者の障害程度(下記のいずれかに該当するもの)

- ① 両目の視力がそれぞれ0.02以下のもの
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- ⑧ ①から⑦に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑦と同等程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障害であって、①から⑧までと同等程度以上と認められる程度のもの
- ⑩ 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が①から⑨と同程度以上と認められる程度のもの

※障害程度の要件について、詳しくはお問い合わせください。

特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障害者で日常生活において常時、特別の介護を必要とする状態の人に対し、手当が支給されます。(福祉施設に入所中の人や、病院に3か月以上入院している人は除外されます。) 手当を受給されるにあたっては、事前に申請が必要です。申請に際しては、診断書等が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

- 支給制限 本人または配偶者および扶養義務者について所得による支給制限があり、限度額以上の所得がある場合は支給停止となります。
- 手 当 額 月額 28,840円(3か月分まとめて2・5・8・11月に支給します。なお、金額は見直しが行われる場合があります。)

■窓 口 市障害福祉課

■対象者の障害程度(下記のいずれかに該当するもの。)

- I 表1の①から⑦までに規定される身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害を2つ以上有するもの
- II 表1①から⑦までに規定される身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害を1つ有し、かつ、それ以外の障害で表2に規定する障害を2つ以上有するもの
- III 表1の③から⑤までに規定される身体の機能の障害が1つ有し、かつ当該障害以外の上肢・下肢・体幹のいずれかの障害を併せもつことによって、日常生活に常時特別の介護を必要とするもの
- IV 障害児福祉手当の障害程度⑧または⑨に規定する病状または精神の障害を1つ有し、それが特に重度(例えば、絶対安静を要する状態)であるため、日常生活に常時特別の介護を必要とするもの

表1

<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、または一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動以下のもの ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢のすべての指を欠くもの ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの ⑤ 体幹の機能で座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑤と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑦ 精神の障害であって①から⑥までと同程度以上と認められる程度のもの
--

表2

<ul style="list-style-type: none"> ① 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のものまたは一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動以下以下のもの ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの ④ そしゃく機能を失ったもの ⑤ 音声または言語機能を失ったもの ⑥ 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したものまたは両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの ⑦ 1上肢の機能に著しい障害を有するものまたは1上肢のすべての指を欠くものもしくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの ⑧ 1下肢の機能に著しい障害を有するものまたは1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑨までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活に著しい制限を受けるか、または著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑪ 精神の障害であって①から⑨までと同程度以上と認められる程度のもの
--

※障害程度の要件について、詳しくはお問い合わせください。

各種手当には所得制限があります。次ページの表を参考にしてください。

■特別児童扶養手当

(単位:円)

扶養親族等の人数	本人所得制限限度額	扶養義務者所得制限限度額
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
5人	6,496,000	7,388,000

※各種控除がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■障害児福祉手当・特別障害者手当

(単位:円)

扶養親族等の人数	本人所得制限限度額	配偶者・扶養義務者所得制限限度額
0人	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000

※各種控除がありますので、詳しくはお問い合わせください。

児童扶養手当

父または母に重度の障害があり、お子さん(18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子ども、中度以上の障害を有する場合は20歳未満)を養育しているもう一方の親に、手当を支給します。

■支給制限

対象者やその扶養義務者について所得による支給制限があり、限度額以上の所得がある場合は、手当の一部または全部が停止になります。
また、公的年金による制限があります。

■手当額

全部支給 月額 45,500円
一部支給 月額 45,490円～10,740円

上記は、対象のお子さんが1人の場合の手当額です。
お子さんが2人の場合は、上記金額に10,750円～5,380円の加算、3人目以降は6,450円～3,230円ずつ加算されます。なお、金額は見直しが行われる場合があります。
(奇数月に年6回、各2か月分が支給されます。)

■窓 口

市子ども家庭・若者課

障害基礎年金

- 対象者 国民年金加入後の納付要件を満たしている被保険者または20歳になる前から障害がある人で障害の程度が国民年金法施行令に定められた1級または2級に該当する人（身体障害者手帳等の等級とは認定基準が異なります。）
- 支給制限 20歳になる前から障害のある人が受給する場合は受給者本人の所得による支給制限があり、一定限度額以上の所得のある人は支給停止となります。
- 注意事項 ①65歳を過ぎて障害の程度が、1級、2級に該当になった人は請求できません。
②20歳になる前から障害のある人は20歳になった時、請求ができます。
- 窓 口 市保険年金課

障害厚生年金

厚生年金保険の被保険者期間中に初めて医師または歯科医師の診察を受けた病気やけがにより障害を持つことになった人に対し、障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。基礎年金に該当しない程度の障害でも厚生年金保険の障害等級表に該当するときは、厚生年金保険法施行令に定められた障害厚生年金3級または障害手当金（一時金）が支給されます。

- 対象者 1～2級 …………… 障害年金の障害等級表による
3級・障害手当金 …………… 政令で定める厚生年金等級表による
- 窓 口 草津年金事務所

6 税金の控除・公共料金割引

税金や各種料金の割引制度があります。

税金の控除

各種税金が控除される場合があります。詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。

税の種類	内容	金額	窓口
市民税	障害者控除(本人、または同一生計配偶者または扶養親族が心身障害者の場合)	所得控除 26万円	市税務課 TEL561-2309
	特別障害者控除(上記の障害が重度である場合)	所得控除 30万円	
	本人が135万円以下の障害者である場合	非課税	
	同一生計配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合	所得控除 53万円	
所得税	障害者控除(本人、または同一生計配偶者または扶養親族が心身障害者の場合)	所得控除 27万円	草津税務署 TEL562-1315
	特別障害者控除(上記の障害が重度である場合)	所得控除 40万円	
	同一生計配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合	所得控除 75万円	
相続税	相続人が障害者である場合	相続人が85歳になるまでの1年につき10万円	
	相続人が特別障害者である場合	相続人が85歳になるまでの1年につき20万円	
贈与税	特定障害者(特別障害者及び精神に障害があり一定の要件を満たす者)に対して、生前に財産の贈与を行う場合	6千万円以下の財産を信託銀行に供託する等、一定条件のもとに非課税(特別障害者以外の特定障害者の場合は3千万円)	

- 障害者控除の対象者 身体障害者3～6級、療育手帳B、
精神障害者保健福祉手帳2～3級、戦傷病者手帳第4項症以下
※すでに障害者手帳を所持している方は、遡って申告ができる場合があります。
また、上記以外でも障害者控除を受けられる場合があります。
- 特別障害者控除の対象者 身体障害者1～2級、療育手帳A、
精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳特別項症～第3項症
※すでに障害者手帳を所持している方は、遡って申告ができる場合があります。
また、上記以外でも特別障害者控除を受けられる場合があります。
- 医療費控除の確定申告

本人および生計を同一にする配偶者、その他の親族のために1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費等が、医療費の助成を受けたものを除き、10万円または所得金額の合計額の5%を超えた場合、確定申告すれば医療費控除が受けられます。

※医療費控除の対象になるもの

ストマ用装具およびおむつ代も医療費控除の対象になります。その人の治療をしている医師が発行した「ストマ用装具使用証明書」「おむつ使用証明書」とその領収書が必要となります。

自動車税(環境性能割・種別割)の減免

次に該当する身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持している人について、自分で運転する場合またはもっぱら障害者の通院・通学・通所・生業のために生計を一にする人が運転する場合、自動車税(環境性能割・種別割)が減免されます。ただし、障害者1人1台に限ります。

障害の区分	身体障害者本人が運転する場合		家族が運転する場合 (生計同一証明書が必要※)
	身体障害者手帳		身体障害者手帳、療育手帳 または精神障害者保健福祉手帳
視覚障害	1・2・3・4級		1・2・3・4級
聴覚障害	2・3級		2・3級
平衡機能障害	3級		3級
音声機能障害	3級(喉頭摘出者のみ。)		—
上肢不自由	1・2級		1・2級
下肢不自由	1・2・3・4・5・6級		1・2・3級
体幹不自由	1・2・3・5級		1・2・3級
乳幼児期以前の 非進行性脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1・2級	1・2級
	移動機能	1・2・3・4・5・6級	1・2・3級
心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・ 直腸・小腸機能障害	1・3級		1・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫機能障害	1・2・3級		1・2・3級
肝臓機能障害	1・2・3級		1・2・3級
知的障害	障害の程度が「重度」(療育手帳に記載された障害の程度が「A」)の方		
精神障害	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の方		

【自動車税種別割(普通自動車)および自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割】
減免対象自動車の所有者は原則として身体障害者等本人に限ります。(18歳未満は生計を一にする方)

■窓口 県自動車税事務所、南部県税事務所

【軽自動車税種別割】

減免対象自動車の所有者は原則として身体障害者本人に限ります。(18歳未満の方、療育手帳をお持ちの方および、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は生計を一にする方も可能です。)

■窓口 市税務課

※障害が重複することにより表と異なる等級が手帳に記載されている場合は、事前に各窓口までお問い合わせください。

※生計を一にする者が所有、運転する場合は、市障害福祉課で生計同一証明書の交付申請をしてください(普通自動車のみ)。

※常時介護する者が所有、運転する場合は、市障害福祉課で常時介護証明書の交付申請をしてください。(普通自動車のみ)。

NHK受信料の減免

障害の区分	全額免除	半額免除
身体障害	●身体障害者手帳保持者のいる世帯で、かつ同居者全員(世帯分離されている場合でも同居者全員)が市町村民税非課税の場合	●視覚障害または聴覚障害の身体障害者手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合 ●重度(1級または2級)の身体障害者手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合
知的障害	●療育手帳所持者のいる世帯で、かつ同居者全員(世帯分離されている場合でも同居者全員)が市町村民税非課税の場合	●重度(A1またはA2)の療育手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合
精神障害	●精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、かつ同居者全員(世帯分離されている場合でも同居者全員)が市町村民税非課税の場合	●重度(1級)の精神障害者保健福祉手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合

■**手続方法** 市障害福祉課に申請書があります。手帳と印鑑を御持参ください。
(全額免除の申請で、年途中で他市町から転入された人は、前居住市町発行の非課税証明書等が必要となります。)

■**窓 口** NHK大津放送局、市障害福祉課

NTT無料番号案内

NTTへの事前登録をすることにより無料で番号案内を受けることができます。

■**対象者** ①視覚障害の身体障害者手帳所持者
②肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の病変による運動機能障害のうちいずれか1～2級)の身体障害者手帳を持っている人
③療育手帳を持っている人
④精神障害者保健福祉手帳を持っている人

■**窓 口** NTT西日本ふれあい案内
(問合せ先)電話 0120-104-174

携帯電話通話料等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者は、事前に携帯電話会社への申し込みをすることで、割引等のサービスを受けられる場合があります。

■**窓 口** 各携帯電話会社

7 交通・交通割引

交通に関するサービスや、各種割引があります。

タクシー料金の割引

乗車時、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、料金が10%割引されます。
(※一部のタクシー会社で精神障害者保健福祉手帳の割引が適用されない場合があります。)

福祉タクシー助成

福祉タクシー助成券1枚あたり500円券を年間24枚(3か月ごとに6枚)またはストレッチャータクシー助成券1枚あたり2,340円を年間24枚(3か月ごとに6枚)交付します。

※タクシー料金割引きと併用できます。

※ただし、下記の方は年間48枚(3か月ごとに12枚)交付します。

- ①視覚障害1級、2級の方
- ②上肢障害2級以上かつ下肢障害2級以上、上肢障害2級以上かつ体幹機能障害2級以上
上肢障害2級以上かつ移動機能障害2級以上、
下肢障害2級以上かつ体幹機能障害2級以上
- ③腎臓機能障害で人工血液透析を週3回以上受けている方(腹膜透析は不可)

- 対象者 次のいずれかを所持する者
- ①身体障害者手帳1～2級
 - ②療育手帳A
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級
- ※ただし、自動車燃料費助成との併給はできません。
- 窓口 市障害福祉課

自動車燃料費助成

自動車燃料費助成券1枚あたり500円券を年間24枚(3か月ごとに6枚)交付します。

※ただし、下記の方は年間48枚(3か月ごとに12枚)交付します。

- ①視覚障害1級、2級の方
- ②上肢障害2級以上かつ下肢障害2級以上、上肢障害2級以上かつ体幹機能障害2級以上
上肢障害2級以上かつ移動機能障害2級以上、
下肢障害2級以上かつ体幹機能障害2級以上
- ③腎臓機能障害で人工血液透析のため週3回以上通院されている方(腹膜透析は不可)

- 対象者 次のいずれかを所持し、自動車税の減免手続きを受けている者
- ①身体障害者手帳1～2級
 - ②療育手帳A
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級
- ※ただし、福祉タクシー助成との併給はできません。
- 窓口 市障害福祉課

バス運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者がその手帳を呈示することにより、普通運賃が(県内区間の場合)割引されます。定期運賃の割引率はバス会社によって異なります。
 (※一部のバス会社で精神障害者保健福祉手帳の割引が適用されない場合があります。)
 詳細は各バス会社にお問い合わせください。

JR旅客運賃の割引

■対象者 身体障害者手帳または療育手帳の所持者

■適用範囲

種別		乗車券	割引内容
第1種身体・知的障害者	単独で	普通券	片道100kmを超える利用のとき、5割引
	介護者付き	普通券	本人、介護者ともに5割引
		回数券	本人、介護者ともに5割引
		急行券	本人、介護者ともに5割引(特別急行券は除く。)
		定期券	本人、介護者ともに5割引 ※本人が小児の場合は介護者のみ ※介護者に対しては通勤定期乗車券を発売
第2種身体・知的障害者	単独で	普通券	片道100kmを超える利用のとき、5割引
	介護者付き	定期券	本人が小児のときの介護者のみ5割引 ※介護者に対しては通勤定期乗車券を発売

※介護者で適用されるのは1名まで。

■窓 口 各駅の乗車券販売窓口

有料道路通行料金の割引

通常料金の半額が割引されます(端数が生じる場合は10円単位で切り上げ)。本割引の適用を受ける場合、重複して適用されない割引がありますので、御注意ください。

- 対象者 ①本人が自動車を運転する場合……全ての身体障害者手帳の所持者
②介護者が自動車を運転し、本人が乗車する場合……第1種身体障害者手帳所持者または第1種療育手帳所持者
- 対象要件 自動車を登録する場合は、以下の I および II 両方の要件を満たす自動車
- I 所有者要件 車検証の所有者欄が、障害者本人または親族等、あるいは障害者本人を継続して日常的に介護している者になります。割賦購入(ローン)または長期のリースにより自動車を利用している場合は、車検証上の使用者を所有者とみなします。
- II 車種要件
- 【乗用自動車】
車検証の用途欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。(軽自動車を含む。)
- 【貨物自動車】
車検証の用途欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され、乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので、最大積載量500kg以下のもの。
- 【特種用途自動車】
車検証の用途欄に「特殊」と記載されているものうち、車体の形状欄に車いす移動車、身体障害者輸送車またはキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。
- 【二輪自動車】
総排気量が125ccを超えるもの。
- 【借用自動車】
車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車
- 【その他】
タクシー、福祉有償運送、レンタカー、知人の車・代車等についても、障害者割引の対象となる場合がありますので、事前にご確認ください。
※以下の自動車は割引の対象外となります。
- ・割賦購入(ローン)または長期リース以外で、車検証の所有者欄・使用者欄に法人名が記載されているもの。(福祉施設の所有者を含む。)
 - ・車検証の用途欄に「事業用」と記載されているもの。
 - ・貨物自動車のうち、後部座席側面の窓がないものおよび目隠しされているもの。
 - ・外見上、営業のために使用していることが明らかであるもの。
- 有効期間 新規および変更の申請手続き終了より2回目の誕生日まで、もしくは手帳の有効期限のどちらか短い方
更新の申請手続き終了より3回目の誕生日(最長2年2ヵ月先)まで、もしくは手帳の有効期限のどちらか短い方
なお、更新の手続きは割引有効期限の2ヵ月前から手続きができます。
- 窓 □ 市障害福祉課(市障害福祉課で割引対象である旨を手帳に証明する必要があります。手帳に証明がない場合は割引が受けられません。)

- 必要書類 身体障害者手帳または療育手帳、車検証(二輪自動車は軽自動車届出済証)、運転免許証(障害者本人が運転する場合のみ。)
※ETCシステムを利用して割引を受けられる場合は、上記のもの以外に「ETCカード」(原則障害者本人名義のもの※)、「ETC車載器セットアップ申し込み書・証明書」が必要です。
※ただし、未成年の重度の障害者で親権者または法定後見人名義のETCカードを利用する場合は、当該障害者の成年に達する誕生日までは利用可能です。

国内航空運賃の割引

国内航空運賃が割引されます。割引額は対象者の年齢、航空運送事業者または路線によって異なります。各航空運送事業者に直接お問合せしてください。

- 対象者
- ・身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の人
 - ・療育手帳の交付を受けている満12歳以上の人
 - ・精神障害者福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の人
(一部対象とならない航空運送事業者があります。)

■割引運賃適用範囲

対象者が単独で旅行する場合、または介護者とともに旅行する場合に、本人および介護者1名に対し、適用されます。

(一部本人のみの適用となる航空運送事業者もあります。)

- 窓口 □ 各国内航空運送事業者

市営自動車駐車場割引

障害のある人が、草津駅前地下駐車場および南草津駅自転車自動車駐車場、草津川跡地公園駐車場を利用した場合、駐車料金の半額が割引されます。

- 対象
- ・身体障害者手帳所持者
 - ・療育手帳所持者
 - ・精神障害者保健福祉手帳所持者

- 窓口 □ 各施設の管理事務所

- 必要書類 各手帳を管理事務所に提示し手続きしてください。

- 問合せ先
- 草津駅前地下駐車場 ☎567-5235
南草津駅自転車自動車駐車場 ☎561-1144
草津川跡地公園駐車場(de愛ひろば(区間5)) ☎562-5010

8 その他の福祉サービス等

聴覚障害者相談員設置事業

聴覚障害者やその家族からの相談に応じ、暮らしに関する相談や必要な情報の提供、各種サービスの申請支援などを行います。

- 対象者 県内に在住する聴覚障害者およびその家族
- 窓口 県立聴覚障害者センター

字幕入りビデオカセットライブラリー事業

テレビ番組などに字幕、手話を挿入したビデオカセットテープをライブラリーに備え、聴覚障害者の依頼に応じて貸出を行います。

- 窓口 県立聴覚障害者センター

緊急通報サービス

FAX119番・NET119番

事前に登録(申請書による申請)が必要です。聴覚障害者等がFAXや携帯電話アプリから火災や救急などの緊急通報ができます。

- 窓口 湖南広域行政組合消防本部、市障害福祉課

FAX110番・メール110番(令和5年11月末で終了)・110番アプリ

メールとアプリは事前に登録が必要です。聴覚障害者等がメールやFAX、携帯電話アプリから110番(警察)通報ができます。

【FAX110番】526-0110 【メール事前登録用アドレス】mail110@shiga110.jp

- 窓口 県警察本部、市障害福祉課

※電話リレーサービスを利用した緊急通報も可能です。

なお、利用にあたっては、事前に一般財団法人日本財団電話リレーサービスにお問合せください。

メール通信サービス

電話による通話が困難な聴覚言語障害者に市専用携帯電話でのメール通信サービスを行います。

【Eメールアドレス】fukushi932@ezweb.ne.jp

【通常サービス】8:30~17:15(平日) 生活相談、手話通訳、福祉サービスの利用に関すること。

【緊急サービス(24時間対応)】 急病、事故等の緊急に限ります。

- 窓口 市障害福祉課

視覚障害者指定居宅介護事業者情報提供

重度の視覚障害者が、県外に移動する場合に、その目的地において、必要となる指定居宅介護事業者等に関する情報を提供・斡旋します。

- 窓口 県立視覚障害者センター

家庭社会生活訓練

視覚障害者が家庭社会生活上必要な訓練・指導を行います。

- 窓口 県立視覚障害者センター

広報誌の発行

県の広報誌「滋賀(しが)プラスワン」、「滋賀県議会だより」の点字版・CD版を希望者に定期的に送付します。

■窓 県立視覚障害者センター

対面音訊

資料や本などを読んで聞かせてほしいときに利用できます。

■窓 県立視覚障害者センター

点字情報ネットワーク

毎日の新しい新聞情報の抜粋等をパソコンを利用して受け取り、希望する地域の視覚障害者に点字物やメールで提供します。

■窓 県立視覚障害者センター

「声の広報」の発行

広報くさつの内容を中心にCDに吹き込んだ「声の広報」を作成し、希望に応じて配布します。また、同内容をラジオ「えふえむ草津(78.5MHz)」でも放送しています。

■窓 市広報課

「広報くさつ点字版」の発行

広報くさつの点字版を作成し、希望に応じて配布します。

■窓 市広報課

オストメイト社会適応訓練事業

直腸またはぼうこう機能障害者で、ストマ装着者に装具の正しい使用法や社会生活上の相談に応じます。

■窓 日本オストミー協会滋賀支部

郵便による不在者投票

下記の障害を有する者について、郵便による不在者投票を認めます。

- 両下肢、体幹または移動機能障害1・2級
- 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸の機能障害1・3級
- 免疫、肝臓の機能障害1～3級

■窓 市選挙管理委員会

駐車禁止規制除外指定

駐車禁止区域内(法定禁止区域を除く)でも他の交通の妨げにならない限り、駐車できる標証の交付を行います。

- 対象者 身体障害者手帳の交付を受けている主に歩行困難な者または療育手帳重度の交付者、精神障害者保健福祉手帳1級の交付者

- 窓口 草津警察署

滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度

障害者や高齢者など、移動に配慮が必要な方が使いやすい駐車場とするため、車いすマーク等の駐車区画を御利用いただくための利用証を交付します。

- 対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、けが人などで、移動に配慮が必要な者

- 窓口 県健康福祉政策課

障害者マーク(ステッカー)の販売

車いすマークのステッカーを障害者またはその介護人の所有する自動車等に貼り付け、障害者が同乗していることを表示します。

- 窓口 各福祉用具販売店等

図書の郵送貸出

障害者に対し、希望の図書の郵送貸出サービスを行います。(事前登録が必要です。)

- 窓口 県立図書館

資料の貸出し対面朗読

録音図書、点字本等の貸出サービスを行います。(事前登録が必要です)

- 対象者 視覚障害者等、図書館資料(原本)をそのままの状態では利用できない方

- 窓口 市立図書館

障害者扶養共済制度

心身障害者・児を扶養している人が死亡等した後の障害者の生活の安定を図るため、扶養者が生存中に毎月掛け金を拠出し、死亡後に残された障害者に対し終生年金を支給します。

※加入するには障害内容等一定の要件があります。

- 窓口 県身体障害者福祉協会、県手をつなぐ育成会

生活福祉資金

安定した日常生活が送れるように目的に応じた貸付資金があります。

- 窓口 市社会福祉協議会

自動車事故による介護料支給および育成資金貸付制度

● 重度後遺障害介護料について

自動車事故により、脳・脊椎、または胸腹部臓器を損傷し、常時介護または随時介護を必要とする方に介護料を支給します。

● 交通遺児等育成資金について

自動車事故により死亡または、重度の後遺障害が残った人の子どものため、育成資金を無利子でお貸します。

■ 窓 口 独立行政法人自動車事故対策機構滋賀支所

福祉機器貸与

日常生活を営むに支障のある人に対し、6か月以内で車椅子等を無料で貸出ししています。(特殊寝台等必要な期間利用できる用具もあります。)

※在庫の状況により、貸出しできない場合もあるため、事前にご相談ください。

■ 窓 口 市社会福祉協議会

成年後見制度

知的障害や精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の「財産」や「権利」を、本人の意思を尊重し、擁護・支援していくための制度です。

■ 窓 口 市障害福祉課、特定非営利活動法人成年後見センターもだま

ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。希望される方に無料で配布しています。

■ 窓 口 市障害福祉課



9 障害者スポーツ

草津市いきいきふれあい大運動会

市内の障害児者、ボランティアおよび市民との相互交流を、スポーツを通じて深めていくことを目的に毎年開催します。

■窓 □ 市障害福祉課

障害者スポーツ大会(県大会)

障害児者の健康保持、機能回復、社会参加を図るため、次の種目について毎年スポーツ大会が開催されています。

【開催種目】 陸上、水泳、卓球、アーチェリー、フライングディスク、ボウリング

■窓 □ 市障害福祉課、県障害者スポーツ協会

障害者スポーツ指導員の養成

地域、スポーツ施設、団体および学校等において、障害者スポーツ指導にあたる者の核となる指導員を養成します。

■窓 □ 県障害者スポーツ協会

全国障害者スポーツ大会への選手派遣

障害者スポーツ大会(県大会)で優秀な成績を挙げた選手を全国障害者スポーツ大会へ派遣します。

■窓 □ 県障害福祉課

障害者スポーツ・文化教室の開催

障害があってもスポーツや文化活動に親しめる機会がもてるよう講習会や教室を開催します。

■窓 □ 県障害者スポーツ協会、県立障害者福祉センター

スペシャル・スポーツ・カーニバル

知的障害児者の相互の親睦と体力の向上を図るとともに、県民の知的障害児者に対する理解と協力を深めることを目的に開催されています。

■窓 □ 市障害福祉課、県障害者スポーツ協会

10 関係施設等

草津市立障害者福祉センター

地域に居住・在勤している障害児者や家族、ボランティア等が利用できる複合型施設です。

■事業内容

障害者相談支援(草津市指定相談支援事業所)

障害の種別を問わず、生活上の相談を専門の相談員がお受けします。

精神障害者サロン

ボランティアスタッフと一緒に楽しくお話をしたり、レクリエーションなどをして過ごします。

障害者デイサービス

在宅の障害児者にデイサービスを提供します。利用時は送迎、入浴等のサービスを行います。

障害者入浴サービス

デイサービス棟にある一般浴室にて入浴できます。広いお風呂でゆっくりくつろいでいただけます。お風呂の貸切もできます。(要予約)

機能回復訓練

機能・体力維持増進のための運動や、日常生活の動作にかかわるリハビリ相談・指導をします。

社会適応訓練

障害者の家庭生活や社会生活に有効な社会適応訓練を企画立案し、社会参加・交流の場を提供するとともに、社会生活への適応と社会的自立の促進を図っていきます。

喫茶コーナー「ホップ」

特定非営利活動法人 草津市心身障害児者連絡協議会のお店です。草津市内の障害者施設等の利用者に「しょうがいしゃのはたらきたいけん」の場として提供しています。

その他

職場体験受け入れ、就労支援コーディネーター事業、教養文化、IT講座、ふれあい交流サロン等の事業を行っています。

草津市立発達支援センター

心身の発達に支援を必要とする人が地域で安心して暮らしていくために、本人や家族等からの相談をお受けします。乳幼児期から成人期に至るライフステージに合わせ、一貫した相談支援を行うとともに、発達の状況に応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など各専門機関とも連携します。

精神障害者地域生活支援センター 風

精神障害の人を対象に、福祉に関する制度やサービスなど、相談の内容に応じて情報提供をしています。

滋賀県立障害者医療福祉相談モール

各相談機関が連携して相談支援・地域支援を行います。

相談窓口	相談内容
ワンストップ相談受付窓口	どこに相談して良いかわからない障害者やその家族からの相談
県知的障害者更生相談所	療育手帳の判定、知的障害に関する相談
県ひきこもり支援センター	ひきこもりに関する相談
県発達障害者支援センター	発達障害に関する相談
県高次脳機能障害支援センター	高次脳機能障害に関する相談
県地域生活定着支援センター	罪に問われた高齢者・障害者の生活等に関する相談

滋賀県中央子ども家庭相談センター

非行や虐待相談などの18歳未満のお子さんに関する児童相談や、家庭内や夫婦間の問題、配偶者からの暴力被害などの女性相談を受け付けています。

就労支援

◇湖南地域働き・暮らし応援センター りらく

障害者働き・暮らし応援センターは、障害のある人の「働くこと」「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として設置されています。

各地域ごとに、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズを結びつける取り組みを進めるとともに関係機関と連携して実施します。

障害者働き・暮らし応援センターには、「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、企業からの問い合わせや相談、また障害のある人や家族からの相談に応じ、ハローワーク、障害者職業センター、福祉施設、特別支援学校など関係機関と連携してサポートします。

◇草津公共職業安定所(ハローワーク草津)

ハローワークでは、専門の職員・相談員を配置し、求職申込から就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、就業指導等を行なっています。

障害のある人に限定した求人のほか、一般の求人に応募いただくことも可能です。ハローワークでは、個別にその方にあった求人を開拓したり、面接に同行する等、きめ細やかなサービスを行っています。

◇滋賀障害者職業センター

滋賀障害者職業センターでは、障害者職業カウンセラー等を配置し、ハローワーク等と密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討しているまたは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

11 避難行動要支援者登録制度

災害時に支援が必要な方の登録制度を実施しています。
～自力の避難が困難な人はぜひ登録を！！～

避難行動要支援者登録制度とは

大規模な災害が発生した時は、消防等の救助がくるまで時間がかかり、自力で避難できない人(災害時要援護者)は大きな被害を受けてしまいます。

避難行動要支援者登録制度は、登録された情報を地域で共有し、地域の助け合いで避難支援を行い減災を進める制度です。

登録していても、支援する方自身が被災される場合があるなど、災害時の避難支援を必ずお約束するものではありませんが、事前に登録した情報を、市、消防署、警察署のほか、避難支援者(組織)や民生委員児童委員、町内会(自主防災組織等)で共有することで、住民同士の避難支援や安否確認が迅速に行え、安全な場所に避難できる可能性が高まります。

災害情報の判断や自力での避難が難しい人は、ぜひ登録してください。

対象となる避難行動要支援者とは

災害時に必要な情報の把握や、安全に避難するなどの行動に支援を要する人で、家族以外の支援が必要な在宅で暮らす次の方を対象とします。

- 身体障害者(身体障害者手帳1～2級)
- 知的障害者(療育手帳A1～A2)
- 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1～3級)
- 難病患者(特定疾患医療受給者)
- 介護保険における要介護1以上の認定を受けている人
- ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の人(いずれも75歳以上)
- 上記に準じ、支援を必要とする人

申込みにあたっての注意事項

- 災害時は、登録の有無に関わらず、被災者の救助が行われますが、登録されることで、地域の方が要援護者の存在や支援が必要な状況をお知りになり、情報共有することで助けてもらえる可能性が高まります。
- 支援を希望される方自身も、自分の身は自分で守るという意識をもって、家具転倒防止器具を設置するなど、お住いの安全環境を整えるとともに、普段から気軽に話せる関係を心がけましょう。
- 書きにくい内容は記載いただくなくてもよいですが、御家族等の緊急連絡先についてはぜひお書きください。
- 「避難支援者(組織)」を選定せずに登録することも可能ですが、助けが遅くなります。「避難支援者(組織)」を依頼することで助かる確率がぐっと高まりますので、まずは隣近所の方に声を掛けましょう。
- 登録していただいた個人情報については、関係機関及び関係団体においても適正に管理し、申し込まれた方の支援以外の目的には使用いたしません。また、登録をやめられた場合も、適正に処分します。

問い合わせ先

草津市では、市役所関係課、草津市社会福祉協議会で連携してこの制度を進めています。問い合わせは先は以下のとおりです。お気軽にご相談ください。

- 制度説明、登録申請・計画作成について
障害福祉課(Tel.561-6972)、障害者福祉センター(Tel.569-0351)
健康福祉政策課(Tel.561-2360)、長寿いきがい課(Tel.561-2362)
介護保険課(Tel.561-2370)、健康増進課(Tel.561-2323)
草津市社会福祉協議会(Tel.562-0084)
- 避難支援制度全般や防災・減災対策について
危機管理課(Tel.561-2325)、河川課(Tel.561-2397)
- 地域での連携やコミュニティづくりについて
まちづくり協働課(Tel.561-2324)

草津市避難行動要支援者登録申請書 兼 個別避難計画

記載例

草津市長様

年月日作成

私は、草津市避難行動要支援者避難支援プランに基づく避難行動要支援者登録制度の趣旨に賛同し、同制度に登録することを希望します。また、私が届けた下記の個人情報を市が、避難支援者、町内会組織（自主防災組織等）、民生委員児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署に提供することを承諾します。

本人が記載できない場合、配偶者、保護者、扶養義務者による代理申請ができます。

(ふりがな) 本人氏名	くさつ たろう 草津 太郎	(ふりがな) 代理人氏名	くさつ いちろう 草津 一郎	続柄	担当民生委員
				子	青花子

【避難行動要支援者】

未加入の場合は、「未加入」と記載してください。

住所	草津市草津三丁目〇〇-〇〇		生年月日	大正14年 3月 1日 (男) 女	
方書			世帯構成(本人含む)	2人 (配偶者・父母・子・孫・他)	
電話番号等	自宅 077-561-〇〇〇〇 FAX 077-561-〇〇〇〇	携帯 090-1111-〇〇〇〇 メール kusatsu@〇〇〇〇ne.jp			
寝室・居室の位置や状況	木造2階建て昭和40年築、1階西側の寝室で生活				
緊急通報システムの有無	(有)・無	避難する場所	草津小学校	加入町内会	草津町
かかりつけ医	医療機関()	担当医()	電話番号()		
要支援者区分(該当する項目を〇で囲んでください。)					昼間独居の有無
① ひとり暮らし高齢者(75歳以上) ② 高齢者のみ世帯(75歳以上) ③ 要介護認定者 ④ 障害者() ⑤ 難病患者 ⑥ その他()					有・無
受けたい支援の内容(該当する項目を〇で囲んでください。)					
① 安否確認のみで良い。(災害時の情報伝達を含む) ② 避難場所まで付き添ってほしい。 ③ 避難場所まで搬送してほしい。 ④ その他()					
市等が一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯などに行う緊急通報サービス。 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。					
避難時や避難生活での留意事項(特にこれだけは知ってほしいという内容についてお書きください。)					
・歩行が困難で車椅子が必要です。 ・認知症の症状があります。 ・手話通訳が必要です。など					

緊急時の連絡先となるので可能な限り記載ください。(できるだけ2名の方)

【緊急時の家族等の連絡先】

	氏名	続柄	住所	電話番号(自宅・携帯)
1	草津 一郎	子	草津市南笠町〇番地	自宅 077-563-〇〇〇〇 携帯 090-3333-〇〇〇〇
2	本陣 花子	妹	草津市草津二丁目〇-〇	自宅 077-564-〇〇〇〇 携帯 090-4444-〇〇〇〇

【避難支援者・避難支援組織】(※避難支援者または避難支援組織のいずれかを記入ください。)

区分	氏名	続柄	住所	電話番号(自宅・携帯)
☑避難支援者	滋賀 裕子	隣人	草津市草津三丁目〇-〇	自宅 077-565-〇〇〇〇 携帯 090-5555-〇〇〇〇
	滋賀 花子	隣人	草津市草津三丁目〇-〇	自宅 077-566-〇〇〇〇 携帯 090-6666-〇〇〇〇
☑避難支援組織	組織名(〇〇町内会 自主防災組織)			

※避難支援者・避難支援組織は、ボランティア精神に基づき支援されるもので、支援者の被災などにより、必ず支援されるとは限りません。避難支援は、地域での助け合いの制度ですが、普段の生活から地域と交流を持ち、家具の転倒防止や安全な住まいづくりなどご自身の備えがとて大切です。
 ※この台帳に記載された情報は、災害発生時に地域の避難支援により生命の安全を図るものであり、複写することや、目的外の利用、他に情報を流したりすることを禁止します。
 ※避難支援者に変更があった場合は市健康福祉政策課までご連絡ください。
 ※居住地を変更されると登録情報が抹消されます。再度新住所地で登録申請をしてください。

受付担当課	個人コード	処理年月日	年月日
-------	-------	-------	-----

※事務欄は市で記載しますので、記入しないでください。

避難支援者または避難支援組織のいずれかを記入してください。
 避難支援者は、災害時に一緒に行動していただける隣近所の方をお願いしてください。(できるだけ2名の方)
 また、町内会等の支援体制がある場合は、町内会等と相談のうえ、「自主防災組織」など支援団体名をお書きください。

12 各種相談窓口等の連絡先

機関名	住所	電話	FAX
草津市役所(代)	草津市草津三丁目13-30	563-1234	—
障害福祉課	〃	561-6972(障害福祉係) 561-2363(相談支援係)	561-2480
保険年金課	〃	561-6975(福祉高齢者医療係) 561-2367(国民年金係)	561-2480
介護保険課	〃	561-2369	561-2480
子ども家庭・若者課	〃	561-2364	561-6780
子育て相談センター	〃	561-2339	561-2491
健康増進課	〃	561-2323	561-0180
人とくらしの サポートセンター	〃	561-6865	561-2482
税務課	〃	561-2308	561-2479
選挙管理委員会 (総務課内)	〃	561-2301	561-2483
広報課	〃	561-2327	561-2483
草津市立障害者 福祉センター	草津市西渋川二丁目9-38 (渋川福複センター2階)	569-0351	569-0354
草津市立発達 支援センター	草津市西渋川二丁目9-38 (渋川福複センター3階)	569-0353	566-5144
草津市社会福祉 協議会	草津市大路2丁目1-35 キラリエ草 津4階	562-0084	566-0377
草津市立図書館	草津市草津町1547	565-1818	565-0903
精神障害者地域生活 支援センター 風	野洲市八夫1318	589-8784	589-5478
草津年金事務所	草津市西渋川一丁目16-35	567-2220	562-9638
草津公共職業安定所 (ハローワーク草津)	草津市野村五丁目17-1	562-3720	562-9692
草津税務署	草津市大路二丁目3-45	562-1315	564-5660
南部健康福祉事務所 (草津保健所)	草津市草津三丁目14-75	562-3526	562-3533
南部振興局税務課	草津市草津三丁目14-75	567-5406	566-0439
滋賀県自動車 税事務所	守山市木浜町2298-2	585-7288	585-7299
滋賀県警察本部	大津市打出浜1-10	522-1231	525-0110
草津警察署	草津市野村三丁目1-11	563-0110	563-0116
滋賀県庁	大津市京町四丁目1-1	528-3993	—
障害福祉課	〃	528-3542	528-4853
健康福祉政策課	〃	528-3510	528-4850

機関名	住所	電話	FAX
滋賀県立図書館	大津市瀬田南大萱町1740-1	548-9691	548-9790
滋賀県立障害者福祉センター	草津市笠山八丁目5-130	564-7327	564-7641
滋賀県立精神保健福祉センター	草津市笠山八丁目4-25 (県障害者医療福祉相談モール)	567-5010	566-5370
滋賀県障害者医療福祉相談モールワンストップ相談窓口	〃	569-5955	—
滋賀県知的障害者更生相談所	〃	563-8448	562-4334
滋賀県ひきこもり支援センター	〃	569-4060	—
滋賀県発達障害者支援センター	〃	561-2522	502-2489
滋賀県高次脳機能障害支援センター	〃	561-3486	502-2480
滋賀県地域定着支援センター	〃	561-3485	502-2427
滋賀県立障害者福祉センター	〃	564-7327	564-7641
滋賀県障害者スポーツ協会	大津市松本一丁目2-20 滋賀県農業教育情報センター5階	522-6000	521-8118
滋賀県中央子ども家庭相談センター	草津市笠山七丁目4-45	562-1121	565-7235
滋賀県立聴覚障害者センター	草津市大路二丁目11-33	561-6111	565-6101
滋賀県立視覚障害者センター	彦根市松原一丁目12-17	0749-22-7901	0749-22-7890
滋賀県身体障害者福祉協会	草津市笠山八丁目5-130 (県立障害者福祉センター)	565-4832	564-7641
滋賀県手をつなぐ育成会	大津市京町四丁目3-28 滋賀県厚生会館内	523-3052	523-3052
滋賀県障害児協会	長浜市月ヶ瀬町525	0749-73-3910	0749-73-3920
滋賀県歯科医師会口腔衛生センター	草津市笠山七丁目4-43	564-6692	—
自動車事故対策機構滋賀支所	守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	585-8290	585-8291
NHK大津放送局	大津市打出浜3-30	522-5101	521-3086
NTTふれあい案内		0120-104-174	—
日本オスミー協会滋賀県支部	草津市平井一丁目5-7 (谷口 良雄 様宅)	562-1773	562-1773
特定非営利活動法人成年後見センターもだま	草津市野村八丁目5-19 サニーハイツピア105号	598-0246	598-0888
湖南地域 障害者働き・暮らし支援センター「りらく」	草津市大路二丁目11-15	567-1120	567-1199

13 身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員

障害者やその家族からいろいろな相談に応じるため、障害者の福祉に熱意のある民間の協力者が相談員になり、福祉事務所など関係機関と連絡を取りながら、必要な援助を行っています。

■草津市身体障害者相談員

氏名	住所	電話	FAX	推薦団体
福谷 義嗣	草津市下物町	568-0272	568-2066	身体障害者更生会
雨宮 妙子	草津市野路二丁目	563-6036	563-6036	
馬場 勇利子	草津市東矢倉三丁目	563-1723	563-1723	
石田 保雄	草津市穴村町	568-0157	—	
杉江 利平	草津市西渋川一丁目	562-2038	562-2380	
村上 正廣	草津市北山田町	563-7146	563-7146	
中野 道昭	草津市野路八丁目	562-1607	562-1607	
飯田 章	草津市草津二丁目	562-6036	—	
杉本 文藏	草津市野路七丁目	090-5881-3835	565-9338	
藤本 勇雄	草津市上寺町	568-0374	—	
板垣 幸男	草津市草津二丁目	—	563-5932	
法戸 輝明	草津市野路町	—	566-3072	
大谷 忠正	草津市東矢倉二丁目	564-0844	564-0844	視覚障害者協会
呉橋 和子	草津市西渋川一丁目	564-5029	—	肢体不自由児父母の会
西川 さゆり	草津市平井二丁目	090-4361-4866	—	

■草津市知的障害者相談員

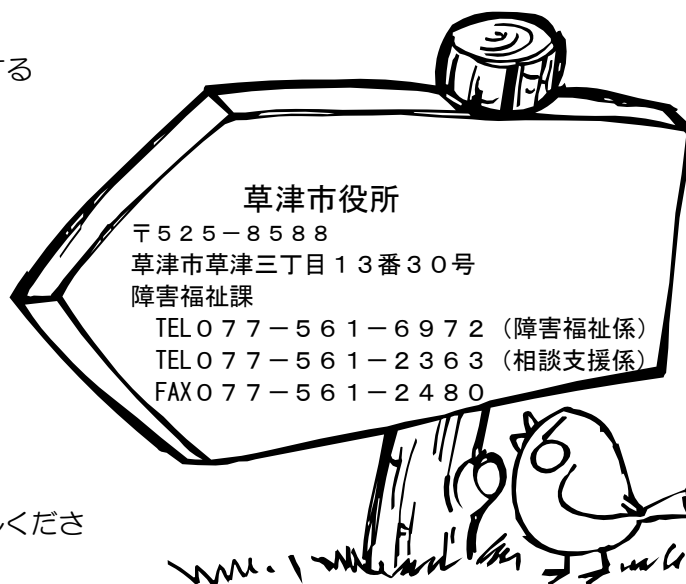
氏名	住所	電話	FAX	推薦団体
久間 町子	草津市大路三丁目	562-6716	562-6716	草津手をつなぐ育成会
崎山 美智子	草津市若草六丁目	565-9170	565-9170	
中島 由里子	草津市下寺町	090-5241-3053	568-0535	
深尾 栄子	草津市野路東四丁目	090-3658-6388	566-2449	
伊吹 理恵	草津市上笠二丁目	090-8160-7941	563-3633	

■草津市精神障害者相談員

氏名	住所	電話	FAX	推薦団体
吉村 潤子	草津市野村七丁目	090-5644-7660	561-2546	精神障害者家族会ひまわりの会
西田 静代	草津市川原二丁目	090-3722-3409	564-3886	

※ 任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

このパンフレットの内容に関する
お問い合わせは・・・



お電話・FAXいただくか、
窓口（19番、20番）にお越しください。